

令和8年度 市民税・県民税 申告書の書き方（簡易版）

ここに記載のない項目は、詳細版をご参照ください。

お問合せ：桐生市役所 税務課 市民税担当
直通電話：0277-46-1045

手順1 住所・氏名等 ～必ず記入してください～

申告者の令和8年1月1日時点の住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号(マイナンバー)、職業又は業種を記入します。現住所と1月1日時点の住所が違う場合は両方記入します。
申告は原則、本人が行うものです。代理人(同一世帯の親族・税理士・成年後見人など)が提出する場合は、裏面右下の「その他の事項・備考」欄に「代理提出(代理人の氏名)(続柄)」を記入します。

手順3 所得から差し引かれる金額に関する事項（所得控除）

⑬ 社会保険料控除

前年中にあなたや生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・厚生年金保険料など)で、あなたが支払った金額を記入します。

⑮ 生命保険料控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族を受取人とする生命保険料・介護医療保険料、あなたや配偶者を受取人とする個人年金保険料を支払った金額を、新・旧と種類ごとに分け、それぞれの合計額を記入します。

⑯ 地震保険料控除

前年中にあなたや生計を一にする親族の地震保険料・旧長期損害保険料を支払った金額をそれぞれ記入します。

⑰ 寡婦・⑯ひとり親控除

寡婦もしくはひとり親に該当する場合、□をチェックします。

寡婦に該当する人：

下記の「ひとり親」に該当せず、本人の合計所得金額が500万円以下で、住民票の続柄に「夫(未届)」や「妻(未届)」等の記載がなく、下記(1)または(2)に該当する人。

(1) 夫と死別(生死不明含む)した後、婚姻していない人

(2) 夫と離婚した後、婚姻しておらず、扶養親族(子を除く)がいる人

ひとり親に該当する人：

現に婚姻していない人または配偶者と死別、配偶者の生死の明らかでない人のうち、次に掲げる要件をすべて満たす人。

(1) 生計を一にする子(他者の同一生計配偶者または扶養親族とされている者を除き、前年中の総所得金額等が58万円以下に限る)がいる。

(2) 本人の合計所得金額が500万円以下

(3) 住民票の続柄に「夫(未届)」や「妻(未届)」等の記載がない人

⑯勤労学生控除

勤労学生に該当する場合、□にチェックします。

勤労学生に該当する人：合計所得金額が85万円以下、かつ勤労による所得が10万円以下の生徒や学生

⑳ 障害者控除

あなたや同一生計配偶者、扶養親族のうち、障害者控除に該当する人の氏名・障害の程度・個人番号を記入します。該当する人の要件は、裏面の右下(⑨)をご確認ください。

㉑ 配偶者・㉒ 配偶者特別控除

配偶者(特別)控除を適用するとき、配偶者の氏名、生年月日、個人番号、配偶者の合計所得金額を記入します。▶該当する人：令和7年12月31日現在(前年中死亡の場合はその日時点)、生計を一にする配偶者で、裏面の右下(⑩)の所得要件を満たす人。※内縁関係の人、事業専従者として給与を受ける人、他の人の扶養親族である人を除きます。

㉓ 扶養控除・16歳未満の扶養控除

扶養控除を適用するとき、該当の親族の氏名、生年月日、個人番号、同居・別居、統柄、控除額を記入します。別居の場合、裏面の12も記入します。

▶該当する人：令和7年12月31日現在(前年中死亡の場合はその日時点)、生計を一にする親族で、合計所得金額58万円以下の人。※事業専従者として給与を受ける人、他の人の扶養親族である人を除きます。

㉔ 特定親族特別控除

特定親族特別控除を適用するとき、特定親族の氏名、生年月日、個人番号、同居・別居、統柄、控除額を記入します。▶該当する人：令和7年12月31日現在(前年中死亡の場合はその日時点)、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日以前生まれ)の親族で、合計所得金額58万円を超える123万円以下の人(裏面の右下(①)の所得要件を満たす人)。※事業専従者として給与を受ける人、他の人の特定親族や配偶者特別控除の対象となっている人を除きます。

【記入例】

手順2 収入金額等

事業収入(営業・農業)、不動産収入のあった人

別途作成した「収支内訳書」から以下の数字を転記します。

ア・イ・ウに事業(営業・農業)または、不動産の収入金額の計

①・②・③に事業(営業・農業)または、不動産の所得金額

※それぞれの事業毎に作成した「収支内訳書」を提出してください。

給与収入があった人

カ 給与等(収入)

源泉徴収票の支払金額の合計を記入します。専従者給与(生計を一にする親族から支払われる給与)に該当する場合や源泉徴収票がない場合は、裏面の中央上(④)をご確認ください。

⑥ 給与(所得)：計算方法は、裏面の左上(⑤)をご確認ください。

公的年金収入があった人

キ 公的年金等(収入)

公的年金の源泉徴収票から支払金額の合計を記入します。

⑦ 雜 公的年金等(所得)：下表から所得を計算して記入します。※¹

生年月日	公的年金収入(A)	所得金額
昭和36.1.1 以前生	330万円未満	A-110万円※ ²
	330万円以上410万円未満	A×0.75-27.5万円
昭和36.1.2 以後生	130万円未満	A-60万円※ ²
	130万円以上410万円未満	A×0.75-27.5万円

※¹：表の公的年金収入の範囲を超える場合や公的年金以外の所得の合計金額が1,000万円を超える場合、詳細版を参照してください。

※²：マイナスの場合は0円

雑収入(業務・その他)・総合譲渡・一時所得のあった人

雑収入：裏面の左(④)、総合譲渡一時：裏面の左(⑤)をご確認ください。

前年中、収入がなかった人 ⇒ 「2.所得金額」の「合計」に「0円」と記入

手順3 所得から差し引かれる金額(所得控除の金額)

本表左上の「3.所得から差し引かれる金額に関する事項」に支払保険料の記入があり、証明書など(生命保険料、地震保険料など)が添付されれば市役所で計算しますので、所得控除の金額は記入しなくても構いません。記入する場合は、以下を参考に計算し、記入してください。

⑬・⑭ 社会保険料・小規模企業共済等掛金控除：支払金額の合計額

⑮・⑯ 生命保険料・地震保険料控除：支払保険料等から計算した控除金額(計算方法は裏面右(④)参照)

⑰・⑱ 寡婦控除：260,000円、ひとり親控除：300,000円

⑲ 勤労学生控除：260,000円

⑳ 障害者控除：裏面右(⑨)参照

㉑・㉒ 配偶者(特別)控除：裏面右下(⑩)参照

㉓ 扶養控除：下表より、合計金額を記入します。

控除の種類	扶養親族の生年月日	控除額
特定扶養	平成15.1.2～平成19.1.1	450,000円
一般扶養	昭和31.1.2～平成15.1.1 平成19.1.2～平成22.1.1	330,000円
16歳未満の扶養	平成22.1.2～	0円
老人扶養	～昭和31.1.1	380,000円※ ³

※³：あなたや配偶者の直系尊属(父、母、祖父、祖母など)で、あなたまたは配偶者と同居している場合、380,000円を450,000円にします。

㉔ 特定親族特別控除：裏面右下(⑪)参照

令和8年度 市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書									
現住所		織姫町1-1							
1月1日現在の住所		フリガナ グンマ キリュウ							
提出年月日		年月日 S63.2.29							
氏名		群馬 桐生							
支払保険料		社会保険料							
社会保険料控除		社会保険料							
生命保険料控除		生命保険料							
地震保険料控除		地震保険料							
寡婦控除・ひとり親控除		ひとり親控除							
障害者控除		障害の程度							
扶養控除・特定親族特別控除		扶養の原因							
扶養控除		扶養金額							
医療費控除		医療費控除							
5.給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納稅方法									
給与からの天引きを希望する場合、「給与から差引き(特別徴収)」の□にチェック、給与から天引きせず、別で納付することを希望する場合、「自分で納付(普通徴収)」の□にチェックします。									
㉙ 医療費控除									
別途作成した「医療費控除の明細書」等の支払った医療費等の額と補填される金額を転記します。									

※寄附金控除の記載欄は裏面です。

